

第19回山陽小野田市都市計画審議会議案

と き 令和3年1月20日(水)午後2時

ところ 不二輸送機ホール(山陽小野田市文化会館)
小ホール

議案第1号

山 都 第 3 5 5 3 号
令和3年(2021年)1月20日

山陽小野田市都市計画審議会会長 様

山陽小野田市長 藤 田 剛



山陽小野田都市計画用途地域の変更について（諮問）

下記のとおり都市計画用途地域を変更することについて、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、貴会の意見を求めます。

記

山陽小野田都市計画用途地域の変更（山陽小野田市決定）

理 由

令和元年12月に都市計画法第18条の2に規定される市町村の都市計画に関する基本的な方針である山陽小野田市都市計画マスタープランを改定したところです。

この度、この都市計画マスタープランを踏まえ、土地利用の現況及び動向を勘案し、適正かつ合理的な土地利用の規制、誘導を図るため用途地域の変更を行おうとするものです。

議案第2号

山 都 第 3 5 5 3 号
令和3年(2021年)1月20日

山陽小野田市都市計画審議会会長 様

山陽小野田市長 藤 田 剛



山陽小野田都市計画防火地域及び準防火地域の変更について（諮問）

下記のとおり都市計画防火地域及び準防火地域を変更することについて、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、貴会の意見を求めます。

記

山陽小野田都市計画防火地域及び準防火地域の変更（山陽小野田市決定）

山陽小野田都市計画防火地域及び準防火地域の変更（山陽小野田市決定）

都市計画防火地域及び準防火地域を次のように変更する。

種 類	面 積	備 考
防 火 地 域	約 5.0 h a	
準 防 火 地 域	約 177 h a	

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

本市の都市計画マスタープランを踏まえた用途地域の変更により、栄町の市民館周辺地区で商業地域に変更する地区を新たに準防火地域に追加指定し、もって市街地の防災性の向上を図ろうとするものです。

新 旧 対 照 表

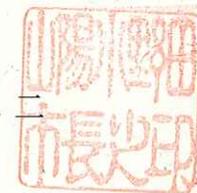
種 類	変 更 前	変 更 後	増 減
防 火 地 域	約 5.0 h a	約 5.0 h a	変 更 な し
準 防 火 地 域	約 175 h a	約 177 h a	約 2 h a 増

議案第3号

山 都 第 3 5 5 3 号
令和3年(2021年)1月20日

山陽小野田市都市計画審議会会長 様

山陽小野田市長 藤 田 剛



山陽小野田都市計画特定用途制限地域の変更について（諮問）

下記のとおり都市計画特定用途制限地域を変更することについて、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、貴会の意見を求めます。

記

山陽小野田都市計画特定用途制限地域の変更（山陽小野田市決定）

山陽小野田都市計画特定用途制限地域の変更（山陽小野田市決定）

都市計画特定用途制限地域を次のように変更する。

種 類	面 積	制限すべき特定の建築物の用途の概要	備考
特定用途制限地域	約 10,380 ha	床面積1,500平方メートルを超える大規模店舗及び飲食店	

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

本市の都市計画マスタープランを踏まえた用途地域の変更に伴い、特定用途制限地域を変更し、もって用途地域の指定のない区域において、良好な環境の形成又は保持を図るため、周辺の公共施設に著しく大きな負担を発生させる特定の用途の建築物の立地を規制しようとするものです。

新 旧 対 照 表

種 類	変 更 前	変 更 後	増 減
特定用途制限地域	約 10,368 ha	約 10,380 ha	約 12 ha 増

議案第4号

山 都 第 3 5 5 3 号
令和3年(2021年)1月20日

山陽小野田市都市計画審議会会長 様

山陽小野田市長 藤 田 剛



山陽小野田都市計画地区計画の決定について（諮問）

下記のとおり都市計画地区計画を決定することについて、都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により、貴会の意見を求めます。

記

山陽小野田都市計画地区計画の決定（山陽小野田市決定）

理 由

当地区は、J R 厚狭駅南口から西約 5 0 0 m に位置し、山陽新幹線厚狭駅設置に伴い、商業・業務・文化の機能集積と良好な住環境を創出するために整備した厚狭駅南部地区土地区画整理事業地の一部です。また、当地区を含む J R 厚狭駅周辺は、市都市計画マスタープランにおいて、様々な都市機能を集積させ、本市の中心的役割を担う「都市拠点」として位置づけられています。

厚狭駅南部地区まちづくり基本計画では、「子どもからお年寄りまで誰もが安心して住み続けられる住みよいまちづくり」を計画的に進めるため、当地区をモデル地区に位置付け、特に先行して取り組むこととしています。

このたび、多世代が交流できる良好な住環境の形成を図るため、河川沿いの快適な歩行者空間及び多世代の交流の場となる公園を確保し、中低層住宅地に応じた土地利用の誘導等を行う地区計画を決定するものです。

議案第5号

山 都 第 3 5 5 3 号
令和3年(2021年)1月20日

山陽小野田市都市計画審議会会長 様

山陽小野田市市長 藤 田 剛 二



山陽小野田都市計画公園の変更について（諮問）

下記のとおり都市計画公園を変更することについて、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、貴会の意見を求めます。

記

山陽小野田都市計画公園の変更（山陽小野田市決定）

山陽小野田都市計画公園の変更（山陽小野田市決定）

都市計画公園中 2・2・4 目出公園ほか 6 公園を廃止する。

理 由

① 公園名称：2・2・4 目出公園

本公園は、目出駅を中心に民家が密集するも、児童の遊び場に恵まれていなかったことから、昭和 30 年（1955 年）に都市計画決定された計画面積約 0.47ha の街区公園です。

しかしながら、公園は未整備となっており、都市計画決定後、約 60 年の間に周辺公園の整備や社会経済状況の変化により、都市計画公園として整備する必要性が低下しています。また、公共の広場機能を有し公園の機能を補完している目出緑町児童遊園地と自治会館が当該公園の誘致圏内に存在しているため、代替機能が確保されています。

このため、計画の見直しを行い、当該都市計画公園を廃止するものです。

② 公園名称：2・2・6 千代町公園

本公園は、住宅街を形成するも、児童の遊び場に恵まれていなかったことから、昭和 30 年（1955 年）に都市計画決定された計画面積約 0.56ha の街区公園です。

しかしながら、公園は未整備となっており、都市計画決定後、約 60 年の間に周辺公園の整備や社会経済状況の変化により、都市計画公園として整備する必要性が低下しています。また、若山公園が昭和 9 年（1934 年）に開設され、本公園区域内には千代町ふれあい館があり、公共の広場機能を有し公園の機能を補完しているため、代替機能が確保されています。

このため、計画の見直しを行い、当該都市計画公園を廃止するものです。

③ 公園名称：2・2・8 港町公園

本公園は、人口が密集するも、児童の遊び場に恵まれていなかったため、昭和 30 年（1955 年）に都市計画決定された計画面

積約 0.67ha の街区公園です。

しかしながら、公園は未整備となっており、都市計画決定後、約 60 年の間に周辺公園の整備や社会経済状況の変化により、都市計画公園として整備する必要性が低下しています。また、近隣に小野田中央公園が昭和 62 年（1987 年）に開設され、庭球場やグラウンド、体育館、児童広場などが整備され多くの市民の憩いの場として利用されており、更に、公共の広場機能を有し公園の機能を補完している近隣の自治会館が、本公園の誘致圏内に存在していることから、代替機能が確保されています。

このため、計画の見直しを行い、当該都市計画公園を廃止するものです。

④ 公園名称：2・2・10 西の浜公園

本公園は、西の浜商店街、大浜炭鉱、企業の社宅、公営住宅等が密集するも、児童の遊び場がなく、路上遊戯が見受けられるため、昭和 30 年（1955 年）に都市計画決定された計画面積約 0.35ha の街区公園です。

しかしながら、公園は未整備となっており、都市計画決定後、約 60 年の間に周辺公園の整備や社会経済状況の変化により、都市計画公園として整備する必要性が低下しています。また、近隣には西の浜 2 号公園が昭和 51 年（1976 年）に開設し、本公園の南側には南部運動広場が整備されており、更に、公共の広場機能を有し公園の機能を補完している近隣の自治会館が、本公園の誘致圏内に存在しているため、代替機能が確保されています。

このため、計画の見直しを行い、当該都市計画公園を廃止するものです。

⑤ 公園名称：2・2・13 大浜公園

本公園は、大浜炭鉱住宅街の中心部に位置し、児童の遊び場に恵まれていなかったことから、昭和 30 年（1955 年）に都市計画決定された計画面積約 0.29ha の街区公園です。

しかしながら、公園は未整備となっており、都市計画決定後、約 60 年の間に周辺公園の整備や社会経済状況の変化により、都市計画公園として整備する必要性が低下しています。また、計画区域内は、主に工場が立地し、本公園の西側は海岸線まで広く工場用地として利用され、本公園の東側には本市最大の総合公園である竜王山公園が昭和 43 年（1968 年）に開設し、公共の広場機能を有し公園の機能を補完しているため、代替機能が確保されています。

このため、計画の見直しを行い、当該都市計画公園を廃止するものです。

⑥ 公園名称：2・2・14 大須恵公園

本公園は、本山炭鉱住宅街の中心に位置し、付近は一般住宅も含めて民家が密集しており、児童の遊び場の充実が急務であっ

たことから、昭和 30 年（1955 年）に都市計画決定された計画面積約 0.65ha の街区公園です。

しかしながら、公園は未整備となっており、都市計画決定後、約 60 年の間に周辺公園の整備や社会経済状況の変化により、都市計画公園として整備する必要性が低下しています。また、近隣には当該公園の北側に浜河内緑地が昭和 52 年（1977 年）、南側に本山児童運動公園が昭和 59 年（1984 年）に開設され、当該公園の誘致圏内に存在していることから、代替機能が確保されています。

このため、計画の見直しを行い、当該都市計画公園を廃止するものです。

⑦ 公園名称：6・5・1 末広公園

本公園は、本市の市街地が干拓のため公園適地が少なく運動施設が皆無であったことから、昭和 30 年（1955 年）に都市計画決定された計画面積約 12.0ha の運動公園です。

しかしながら、公園は未整備となっており、都市計画決定後、約 60 年の間に周辺公園の整備や社会経済状況の変化により、都市計画公園として整備する必要性が低下しています。また、本公園の西側には、カルチャーロードと位置づけた市道栄町六十字線沿いに野球場、プール、体育館及びグラウンド等の運動施設が整備され、総合運動場の機能を十分に補完しており、更に、本公園区域内には、児童遊園と自治会館が存在し、公共の広場機能を有し公園の機能を補完しているため、代替機能が確保されています。

このため、計画の見直しを行い、当該都市計画公園を廃止するものです。

新 旧 対 照 表

2・2・4 目出公園

旧 新	種 別	名 称		位 置	面 積	備 考
		番 号	公 園 名			
旧	街区公園	2・2・4	目出公園	山陽小野田市大字小野田字目出三向山 他	約 0.47 ha	未開設
新		—	—	—	—	廃止

2・2・6 千代町公園

旧 新	種 別	名 称		位 置	面 積	備 考
		番 号	公 園 名			
旧	街区公園	2・2・6	千代町公園	山陽小野田市千代町一丁目	約0.56ha	未開設
新		—	—	—	—	廃止

2・2・8 港町公園

旧 新	種 別	名 称		位 置	面 積	備 考
		番 号	公 園 名			
旧	街区公園	2・2・8	港町公園	山陽小野田市港町	約0.67ha	未開設
新		—	—	—	—	廃止

2・2・10 西の浜公園

旧 新	種 別	名 称		位 置	面 積	備 考
		番 号	公 園 名			
旧	街区公園	2・2・10	西の浜公園	山陽小野田市赤崎二丁目	約0.35ha	未開設
新		—	—	—	—	廃止

2・2・13 大浜公園

旧 新	種 別	名 称		位 置	面 積	備 考
		番 号	公 園 名			
旧	街区公園	2・2・13	大浜公園	山陽小野田市大字小野田字上若松 他	約0.29ha	未開設
新		—	—	—	—	廃止

2・2・14 大須恵公園

旧 新	種 別	名 称		位 置	面 積	備 考
		番 号	公 園 名			
旧	街区公園	2・2・14	大須恵公園	山陽小野田市大字小野田字壺の大泊	約0.65ha	未開設
新		—	—	—	—	廃止

6・5・1 末広公園

旧 新	種 別	名 称		位 置	面 積	備 考
		番 号	公 園 名			
旧	運動公園	6・5・1	末広公園	山陽小野田市大字小野田字大滝打越 他	約12.00 ha	未開設
新		—	—	—	—	廃止

議案第6号

山 都 第 3 5 5 3 号
令和3年(2021年)1月20日

山陽小野田市都市計画審議会会長 様

山陽小野田市長 藤 田 剛



山陽小野田都市計画墓園の変更について（諮問）

下記のとおり都市計画墓園を変更することについて、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、貴会の意見を求めます。

記

山陽小野田都市計画墓園の変更（山陽小野田市決定）

山陽小野田都市計画墓園の変更（山陽小野田市決定）

都市計画墓園中 1 小野田霊園を廃止する。

名 称		位 置	面 積	備 考
番 号	公 園 名			
1	小野田霊園	山陽小野田市大字小野田字北五反田 他	約 7. 1 8 ha	一部廃止

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

墓園名称：1 小野田霊園

本墓園は、昭和 30 年（1955 年）に計画決定された計画面積約 15.20ha の都市計画墓園であり、そのうち約 7.18ha が整備済みであります。当初決定した当時、本市の一般墓地は散在し、乱雑な土地利用となっていたため、厳粛、簡素、明快な墓園を建設し、新たな需要及び墓碑の収容を図る計画でした。

現在、未利用地は、企業の残土処理場や山林となっており、一部では住宅がある土地利用となっています。

近年、宗教法人が市内において新たな墓地や納骨堂の経営許可を得ていることから、将来の墓地の不足は見込まれないため、当該墓園の未整備区域における新規整備の必要性が低下しています。

このため、計画の見直しを行い、当該霊園を一部廃止するものです。

新 旧 対 照 表

旧 新	名 称		位 置	面 積	備 考
	番 号	公 園 名			
旧	1	小野田霊園	山陽小野田市大字小野田字笹原 他	約 1 5 . 2 0 ha	一部開設済
新	1	小野田霊園	山陽小野田市大字小野田字北五反田 他	約 7 . 1 8 ha	一部廃止